



STOP!

パワーハラ ダメ。ゼッタイ!

パワーハラ防止措置が2022年から中小企業も義務化!

職場における「パワーハラ」とは、職場において行われる

1 優越的な関係を背景とした言動であって、
(経験というパワー、上司、集団のパワー、正社員パワー など)

2 業務上必要かつ相当な範囲を超えて、

3 労働者の就業環境が害されるもの。
被害者が身体的、精神的苦痛を受けること。又は他の社員も含め職場環境を悪化させること

1～3までの要素を全て満たすものを「パワーハラメント」といいます。



*客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、該当しません。

職場におけるパワーハラメントの防止のために講ずべき措置

- ▶ 事業主の方針等の明確化およびその周知・啓発
- ▶ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ▶ 職場におけるパワーハラメントに係る事後の迅速かつ適切な対応
- ▶ そのほか併せて講ずべき措置

事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止

- ▶ 事業主は、労働者が職場におけるパワーハラメントについての相談を行ったことや、雇用管理上の措置に協力して事実を述べたことを理由とする解雇、その他不利益な取扱いをすることは、法律上禁止されています

多様なハラメントを防止するために望ましい取り組み

- ▶ セクハラ、妊娠・出産・育児休暇等に関するハラメント等と一元的に相談に応じることのできる体制の整備
- ▶ 職場におけるパワーハラの原因や背景となる要因を解消するための取り組み

社会保険労務士にお気軽にご相談ください

自らの雇用する労働者以外の者に対する言動に関し行うことが望ましい取り組み

～就活生などの求職者や個人事業主などのフリーランス等～

- ▶ 職場におけるパワーハラを行ってはならない旨の方針の明確化等を行う際に、他の事業主が雇用する労働者、就職活動中の学生等の求職者、労働者以外の者(個人事業主などのフリーランス、インターンシップを行う者、教育実習生等)に対しても同様の方針を併せて示すこと

他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラメントや、顧客等からの著しい迷惑行為に関し行うことが望ましい取り組み(雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取り組み)

- ▶ 被害者への配慮のための取り組み(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人に対応させないなど)
- ▶ 被害防止のための取り組み(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態の状況に応じた取り組み)

社会保険労務士とは

社会保険労務士は労働社会保険関係法令に精通し、労務管理や労働社会保険に関する相談・指導を行う専門家です。事業主に代わって官公署等へ労働社会保険関係の手続きができるのは、社会保険労務士法により国家資格を付与された社会保険労務士だけです。

お問合せ先

宮城県社会保険労務士会
仙台支部 石巻支部 気仙沼支部 古川支部 大河原支部

仙台市青葉区本町1-9-5五条ビル4F
TEL 022 (223) 0573
https://www.sharo-miyagi.com/

青森県社会保険労務士会
事務局 TEL 017 (773) 5179

岩手県社会保険労務士会
事務局 TEL 019-651-2373

秋田県社会保険労務士会
事務局 TEL 018-863-1777

山形県社会保険労務士会
事務局 TEL 023-631-2959

福島県社会保険労務士会
事務局 TEL 024-535-4430